

ネットワーク機器賃貸借契約（保守仕様）

【保守仕様】

詳細	保守サービスあり	
	受付対応	賃貸借期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日（60カ月）
		月曜日～金曜日（12月29日～翌年1月3日及び祝日を除く）
		午前9時～午後5時
作業対応	<p>機器を常に安全に使用できるよう保守業務を行うものとし、その費用は賃貸人の負担とする。</p> <p>ただし、賃借人の責めに帰すべき事由により、修理または調整の必要が生じた場合は、それに要する費用を賃借人が負担するものとする。作業対応時間については受付対応時間と同様とし、機器の不具合等、修理または調整を要する場合は、速やかに専門技術者を派遣し、遅滞なく正常な状態に復旧すること。</p> <p>機器の不具合等、修理または調整を要する場合は、予備機の使用を認める。</p> <p>この際、廃版等により現品調達ができない場合は、同等品以上の代替え機の使用を認める。</p> <p>また、賃貸借物件の操作等について、賃借人が照会を行ったときは、速やかに対象の事案について回答すること。</p>	
緊急対応	<p>致命的な障害等に対応が緊急に必要であると賃貸人が判断した場合、又は組合からの申し出があった場合には、受付対応時間及び作業対応時間を延長できるものとする。</p>	